

## 2023 年度公認競技会の開催に関する注意事項

2023 年度競技会の開催を申請するにあたり、下記の事項にご注意いただきますようお願い申し上げます。

なお、競技会開催後に公認競技会の開催要件を満たしていないことが判明した場合は、東京陸上競技協会（以下「本協会」）の競技運営委員会競技部（以下「競技部」という。）における審査もしくは本協会から日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という。）への競技会公認申請がされた後であっても、公認競技会としての認定を取り消すこともあり得ますので、十分注意してください。

## 記

## 1. 公認競技会について

日本陸連への競技会公認申請を希望する競技会は、日本陸連公認競技会規程に定められた要件を満たしている必要があります。

**2022 年度より以下の事項を競技会公認申請の条件に加えました。**

- ① 主催する加入団体（正会員）の登録者に 10 名以上 **2023 年度東京陸協伝達審判講習会受講済の公認審判員**（以下「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」という。）が在籍していること。
- ② 加入団体（正会員）の登録者に 10 名以上の「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」が在籍していない場合で、公認競技会を開催する際は、競技部（電子メール：[toriku.kyogi@gmail.com](mailto:toriku.kyogi@gmail.com)）宛開催日の 3 ヶ月前までに「競技役員の編成依頼」をすること。  
なお、主催する加入団体（正会員）の登録者に 10 名以上「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」が在籍していない場合であっても、他の加入団体（正会員）を主催者に加えることにより登録者に「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」が 10 名以上の在籍が確保できれば公認申請は可能とする。
- ③ 主催する加入団体（正会員）は、適切・十分な人数の競技役員を確保することとし、特段の事由がある場合を除き、競技役員の 3 分の 2 以上は「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」であること。  
※ 「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」の編成を希望する場合は、「競技役員の編成依頼」を開催日の 3 ヶ月前までに競技部宛行うことが可能。
- ④ 大会総務は、主催する加入団体（正会員）に登録している「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」であること。（「競技役員の編成依頼」をする際は、加入団体（正会員）の登録者でない「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」の場合もあります。）
- ⑤ 審判長は、「東京陸協伝達講習会受講公認審判員」であること。
- ⑥ 競技会開催 1 ヶ月前までに競技役員名簿（学生審判員及び東京登録以外の公認審判員につ

いては、登録都道府県陸協名を付記すること)を競技部  
(電子メール：[toriku.kyogi@gmail.com](mailto:toriku.kyogi@gmail.com))宛提出すること。

※ 上記①～⑤の条件を満たしていない場合、既に公認された後であっても、公認を取り消すこともあり得ますので、十分注意してください。

## 2. 公認競技会を主催する権利について(日本陸上競技連盟公認競技会規程第3条)

公認競技会を主催する権利(以下、主催権という。)は、日本国内において、日本陸連が有しています。また、日本陸連は、その主催権を各加盟団体に委譲、協力団体に一部委譲しているため、日本陸連の加盟団体である本協会や本協会の加盟団体である加入団体には、それぞれ主催権を有しています。

しかし、全国高等学校体育連盟や日本中学校体育連盟、日本体育協会、東京都などの団体には主催権が認められていないため、主催権を有する団体とともに主催団体を構成する必要があります。このため、東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部や東京都中学校体育連盟陸上競技専門部が公認競技会としての開催を希望する場合は、本協会への主催願(様式5)を提出し、審査を受ける必要があります。

なお、主催権を有する団体が主管している場合でも、主催団体を構成していない場合は公認競技会として取り扱うことはできませんのでご注意ください。

### 公認競技会となる競技会の場合

例① 主催：〇〇〇市体育協会、〇〇〇市陸上競技協会

例② 主催：〇〇〇高体連、〇〇〇教育委員会、〇〇〇陸上競技協会

### 公認競技会とならない競技会の場合

例③ 主催：〇〇〇市体育協会 主管：〇〇〇市陸上競技協会

ただし、道路競走競技会においては、日本陸連、加盟団体、加入団体(郡区市町村陸上競技協会に限る)、地域陸上競技協会が共催または主管し、且つ次の各号を遵守することを条件に、地方公共団体その他日本陸連が認める団体に、当該競技会について、公認競技会を主催する権利が認められることになっています。

- ① 医師を含む医務員を複数名任命すること
- ② 緊急医療体制(AEDの配置を含む)を整備すること
- ③ 競技者、競技役員に対して傷害事故、疾病事故に対応し得る保険に加入すること

そのため、道路競走競技会においては、下記のような場合も公認競技会として認められます。

### 道路競走競技会においてのみ、公認競技会として認められる事例

例④ 主催：〇〇〇市、〇〇〇市体育協会 主管：〇〇〇市陸上競技協会

例⑤ 主催：〇〇〇県高体連 主管：〇〇〇陸上競技協会

- 例⑥ 主催：〇〇〇市マラソン実行委員会 主管：〇〇〇市陸上競技協会  
 例⑦ 主催：〇〇〇市マラソン実行委員会  
 （〇〇〇市、〇〇〇市体育協会、〇〇〇市陸上競技協会）  
 例⑧ 主催：〇〇〇市体育協会 主管：〇〇〇市陸上競技協会

### 3. 参加競技者の資格について（日本陸連公認競技会規程第5条）

開催する公認競技会であるために、参加競技者の全員が日本陸連の登録会員規程に定められた登録会員でなければなりません。

このため、競技会の参加資格として、競技会の要項に登録競技者であることを明記する必要があります。競技会の要項に、登録競技者でない者の参加が可能となる参加資格の記載がされている場合は、公認競技会として認定することはできません。

一方で、

- ・道路競走競技会に参加する競技者
- ・小学生競技者
- ・主催者が認めた外国人競技者（※）

については、登録競技者でない場合でも公認競技会に参加することができます。

#### ※外国人競技者の参加について

外国人競技者の参加については注意が必要です。

外国人競技者が日本国内の公認競技会に参加する場合は、その競技者の所属する国の陸上競技連盟（その国のWA加盟団体）からの「競技者の資格および競技会参加許可に関する証明書」が必要となります。

このため、その競技者の所属する国の陸上競技連盟からの「競技者の資格および競技会参加許可に関する証明書」の提出がない場合は、その競技者を公認競技会に参加させることはできません。

**外国人が日本の競技会に出場する場合は、競技者の自国・地域の陸連の参加資格を持ち、同陸連の参加承認がなければ出場することは許されない。（TR4. 2）**

また、この場合の交渉は、すべて日本陸連を通じて行わなければなりません。この手続きを経ずに外国人競技者を公認競技会へ出場させた場合、そこで記録された競技結果をその競技者の所属する国の陸上競技連盟が公認記録として取り扱うことができなくなる場合があります。この場合、仮にその競技者が、世界陸上競技選手権などの参加標準記録を突破した場合でも、その記録が認められなくなる場合がありますのでご注意ください。

外国人競技者の参加に関する手続きは本協会から日本陸連に対して行いますので、外国人競技者の参加を希望する場合は本協会までお問い合わせください。

#### 4. 競技規則について

開催する競技会が公認競技会であるために、その競技会が日本陸連の競技規則（以下「競技規則」という。）に基づいて行われなければなりません。

特に、TR9.2の通り、競技場のみで行う競技会において、原則として男女混合での種目の実施は認められておりません。（TR9.1に規定される男女混合リレー等は除く。）

この規則において認められる場合も、競技場内で行う5000m以上の競技で、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別での実施が非効率的である場合のみとなります。

※ 長距離種目のみの競技会もしくは長距離種目が複数組実施される競技会で、「設定タイム別に組み分けを行った際、その組の男女のいずれかが極端に少なかったため、その組は男女混合で行う。」というようなことは競技規則上認められておりませんので、注意してください。

#### 5. 公認競技会の会場について（日本陸連公認競技会規程第7条）

開催する競技会が公認競技会であるために、会場が日本陸連の公認陸上競技場、競走路もしくは競歩路でなければなりません。

競走路や競歩路で公認競技会を行う場合であっても、その実施種目の距離がその競走路や競歩路にて公認されている距離でない限り、公認とはなりません。

例えば、マラソン（42km195）の距離のみが公認されている競走路においてハーフマラソン（21km0975）や10kmの部門を設定した場合でも、ハーフマラソンや10kmの距離は公認されていないため、公認記録として申請することはできません。

逆に、マラソン（42km195）の距離に加え、ハーフマラソン（21km0975）や10kmの距離も公認されている競走路においてマラソンの距離を完走した競技者の21km0975地点および10km地点の通過記録は、公認記録として申請することができます。

#### 6. 保険の加入について

2021年度より本協会の運営基準として、保険に加入することを競技会公認申請の条件として加えました。競技者、競技役員に対して傷害事故、疾病事故に対応し得る保険の加入をお願いします。

「④2023年度競技会開催申請書（様式1）」の「保険への加入」欄に加入の有無を記載してください。

**競技会公認申請時点で、保険未加入の場合は競技会開催日の2週間までに保険に加入した旨を競技部（電子メール：[toriku.kyogi@gmail.com](mailto:toriku.kyogi@gmail.com)）宛ご連絡をお願いします。**

**保険に加入した旨のご連絡がない場合、公認取消となりますのでご注意ください。**

#### 7. 競技会開催チェックシートについて

日本陸連の「陸上競技活動再開のガイダンス」により競技会開催の2週間前までに、競技会

の主催者は都道府県陸協宛に、「競技会開催の基本情報と留意点の確認」（競技会開催チェックシート）を提出することになっています。

そのため、公認競技会を開催される場合、開催日の2週間前までに、「競技会開催の基本情報と留意点の確認」を 競技部（電子メール：[toriku.kyogi@gmail.com](mailto:toriku.kyogi@gmail.com)）宛提出してください。

当該「競技会開催の基本情報と留意点の確認」の提出がない場合、公認取消となりますので ご注意ください。

#### 8. 審査について

開催申請された競技会のうち、日本陸連への競技会公認申請を希望する競技会については、本協会の競技部にて提出された書類の審査を行い、公認競技会の要件を満たしていると認められた競技会のみを日本陸連へ競技会公認申請を行います。なお、公認競技会の要件を満たしていないと判断された競技会については、改善の指導を行います。また、主催願の提出による申請の場合、本協会の主催競技会と同様の条件（事業実施報告書の提出など）を求めます。

#### 9. 公認競技会の明示（お願い）

公認競技会として認められた競技会については、参加競技者が区別できるように、競技会の要項および大会プログラムなどに競技会コードおよび会場コードを記載してください。

#### 10. 記録の公認申請について

公認競技会において記録された競技結果は、そのままでは公認記録とはなりません。公認記録として扱われるためには、記録の公認申請が必要となります。

※ 競技会終了後速やかに記録の公認申請を行ってください。

なお、競技結果の送付先は競技会の申請先とは異なりますのでご注意ください。

記録の申請に関する申請先およびお問い合わせ先は、以下のとおりです。

公益財団法人東京陸上競技協会 競技運営委員会 記録情報部 宛

電子メール：[kiroku@jaaf.info](mailto:kiroku@jaaf.info)

#### 11. その他

その他、ご不明な点はお問い合わせください。

公益財団法人東京陸上競技協会 競技運営委員会 競技部 宛

電子メール：[toriku.kyogi@gmail.com](mailto:toriku.kyogi@gmail.com)

以 上